

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第23条の2第2号に規定するサッシ（以下「サッシ」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（平成34年4月1日に始まり平成35年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するサッシの熱損失防止性能（3に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷数量により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準熱損失防止性能（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷数量により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分	区分名	基準熱損失防止性能の算定式
片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓に用いられるサッシ	上げ下げ	$q=2.54S^{0.79}+1.02S^{0.88}+0.12S^{1.06}$
片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓に用いられるサッシ	引違い	$q=2.21S^{0.91}+1.38S^{0.94}+0.14S^{0.99}$
固定窓に用いられるサッシ	F I X	$q=1.71S^{0.89}+1.27S^{0.97}+0.28S^{1.03}$
すべり出し窓に用いられるサッシ	すべり出し	$q=1.71S^{0.86}+1.30S^{0.92}+0.40S^{1.08}$
たてすべり出し窓に用いられるサッシ	たてすべり出し	$q=1.49S^{0.77}+1.56S^{0.87}+0.37S^{1.12}$

2 表示事項等

2-1 表示事項

サッシの熱損失防止性能に関し、熱損失防止建築材料製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名又は形名
- ロ 区分名
- ハ 熱損失防止性能
- ニ 熱損失防止建築材料製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げる熱損失防止性能は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第6第2号下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上で表示するか、又は3-2に定める方法により求めた数式とともにサッシが構成する窓の面積を有効数字2桁以上で表示すること。
- (2) 2-1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ又はサッシの選定にあたり熱損失防止建築材料製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

3 熱損失防止性能の測定方法

3-1 熱損失防止性能の算出方法

1の熱損失防止性能は建築物の内外の温度差1度（単位温度差）当たりの熱損失量とし、当該熱損失量は次の式により算出するものとする。

$$q = U \times S$$

この式において、 q 、 U 及び S は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- q ：建築物の内外の温度差1度（単位温度差）当たりの熱損失量（単位 ワット毎ケルビン）
- U ：サッシが構成する窓の熱貫流率（単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン）

S：サッシが構成する窓の面積（単位 平方メートル）

(1) U：サッシが構成する窓の熱貫流率（単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン）

サッシが構成する窓の熱貫流率は、日本工業規格（以下「JIS」という。）A4710（2004）に規定する方法により測定された値又はJIS A2102（2011）に規定する方法により算出された値とする。この場合において、当該窓のガラスは、次の表の左欄に掲げるサッシの種類に応じ、同表の右欄に掲げる仕様のものを用いることとする。

サッシの種類	ガラスの仕様
23ミリメートル以上のガラス厚さに対応可能なサッシ	3ミリメートルの厚みを有する単板ガラス3枚を組み合わせたものであって、各々のガラスの間隙が7ミリメートルであり、かつ当該間隙に一般空気を充填したもの
15ミリメートル以上23ミリメートル未満のガラス厚さに対応可能なサッシ	3ミリメートルの厚みを有する単板ガラス2枚を組み合わせたものであって、ガラスの間隙が12ミリメートルであり、かつ当該間隙に一般空気を充填したもの
15ミリメートル未満のガラス厚さに対応可能なサッシ	3ミリメートルの厚みを有する単板ガラス

(2) S：サッシが構成する窓の面積（単位 平方メートル）

サッシが構成する窓の面積は、JIS A2102（2011）に規定する窓面積とする。

3-2 同一シリーズのサッシを用いた熱損失防止性能の算定方法

(1) 3-1の算出方法のほか、1の熱損失防止性能は、同一シリーズのサッシのうち次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄の代表的な窓サイズのものを用いた方法により熱貫流率の測定又は算出を行い、当該熱貫流率の値からサッシが構成する窓の面積を変数とした熱貫流率の累乗近似式を求め、当該近似式に3-1(2)の方法により求めたサッシが構成する窓の面積を代入することにより算出した単位温度差当たりの熱損失量とすることを認める。

区分	代表的な窓サイズ
片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓に用いられるサッシ	幅405ミリメートル、高さ1,170ミリメートルのサイズ、幅780ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ及び幅730ミリメートル、高さ1,170ミリメートルのサイズ
片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓に用いられるサッシ	幅780ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ、幅1,690ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ及び幅1,690ミリメートル、高さ2,030ミリメートルのサイズ
固定窓に用いられるサッシ	幅405ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ、幅640ミリメートル、高さ1,830ミリメートルのサイズ及び幅1,690ミリメートル、高さ1,370ミリメートルのサイズ
すべり出し窓に用いられるサッシ	幅405ミリメートル、高さ570ミリメートルのサイズ、幅405ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ及び幅640ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ
たてすべり出し窓に用いられるサッシ	幅300ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ、幅300ミリメートル、高さ1,370ミリメートルのサイズ及び幅640ミリメートル、高さ1,170ミリメートルのサイズ

(2) (1)の場合において「同一シリーズのサッシ」とは、同一の構造及び材質で構成されるサッシをいう。ただし、次の軽微な相違については、同一の構造及び材質と見なすものとする。

- イ 補強材の追加、アスペクト比の変更等サイズの変更に伴う強度確保のための構造及び材質の軽微な相違
- ロ 装着部品（留め具、端部安全キャップ、ガスケット、ハンドル、動作金具等）の軽微な相違
- ハ サッシの躯体への取付部（ねじ孔の位置等）に関する軽微な相違
- ニ 被覆材（表面処理コーティングを含む。）の相違
- ホ その他断熱性能の推定に大きな影響を与えない軽微な構造及び材質の相違

附 則

この告示は、平成二十六年十一月三十日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十九年三月一日から施行する。